

## 物価高騰対応重点支援給付金のご案内

- 物価高騰対応重点支援給付金（**1世帯あたり7万円**）は、住民税均等割非課税世帯等を支援する給付金です。
- 本給付金を受給するためには、手続きが必要です。

### 対象世帯と受給までの過程

#### 【対象世帯】

令和5年度 **住民税均等割が非課税** の世帯、生活保護世帯  
(※今回の給付金は、課税者に扶養されている方のみで構成されている世帯は対象外になります。)

令和5年12月1日時点で北谷町に住民登録があり本給付金の対象となる可能性のある世帯は、町から「確認書」又は「申請書」が届きます。

裏面の詳細を確認し、「確認書」又は「申請書」に必要事項をご記入の上、添付書類とともに同封の返信用封筒にて郵送してください。

「確認書」については、“QRコード”での手続きも可能です。その場合は、書類の郵送は不要です。

**※提出期限：令和6年4月30日 必着です**

#### 【給付金の振込目安】

町が書類を受理した日から約4週間以内

**※受給手続きの詳細は裏面をご確認ください**



# 給付金受給の各種手続き方法

## 「確認書」が届いた世帯

令和5年度住民税均等割非課税世帯（既に本給付金を他市町村で受給していない世帯）  
※課税者に扶養されている方のみで構成されている世帯は除く

- 確認書に記載された口座と変更がない場合、確認事項をチェック（☑）し「世帯主氏名、記入日、電話番号」をご記入ください。  
（確認書裏面に記載されている添付書類は不要です。）
- 口座の変更または新規登録をされる場合は、上記の記入事項に加えて、受取口座記入欄の記入、「本人確認証」及び「振込先金融機関口座の確認できる書類」のコピーを添付して下さい。

確認書が届いた世帯は記載されている”QRコード”での申請も可能です。  
※代理人確認・受給を希望される場合を除く

## 「申請書」が届いた世帯

住民税均等割の課税状況が北谷町で把握できない世帯

- ① 必要事項を記入し、申請書裏面の「記入日」、「申請者氏名」を記入して下さい。
- ② 「本人確認証」及び「振込先金融機関口座の確認できる書類」のコピーを添付して下さい。
- ③ 住民税均等割が非課税であること（世帯の中で収入を得ている方全員）が証明できる書類（市町村が発行する非課税証明書等）を添付して下さい。  
※現住所と令和5年1月1日時点で住所が異なる世帯は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和5年度非課税証明書」等

## <代理確認・受給を希望される場合>

### 「確認書」が届いた世帯

- ① 確認書裏面の【代理確認・受給を行う場合】の欄の記入、②対象の世帯主及び代理人、双方の本人確認書類のコピーの添付、③対象世帯の世帯主の署名（又は記名押印）が必要です。  
※確認書に記載されているQRコードでの申請はできません。郵送して下さい。

### 「申請書」が届いた世帯

- ① 同封の「委任状」に必要事項の記入、②対象の世帯主及び代理人、双方の本人確認書類のコピーの添付、が必要です。

## お問い合わせ

北谷町給付金コールセンター



050-5443-6924

平日 9:00~17:00

北谷町役場 福祉課 地域福祉係

〒904-0192 北谷町桑江一丁目1番1号

受付時間 平日 8:30~17:15

（12:00-13:00を除く）

